

概説 9 輸血前後の感染症検査

輸血前後の感染症検査

平成 16 年 9 月、厚生労働省医薬食品局は輸血治療の安全性確保のための総合対策として、「輸血療法の実施に関する指針」の一部改正を行い、輸血前後における感染症マーカー検査を実施するように、各医療機関に通知しています。その指針改正内容の一部を以下に示します。

4. 輸血後肝炎

本症は早ければ輸血後 2～3 ヶ月以内に、肝炎の臨床症状あるいは肝機能の異常所見を把握できなくとも、肝炎ウイルスに感染していることが診断される場合がある。特に供血者がウィンドウ期にあることによる感染が問題となる。このような感染の有無を見るとともに、早期治療を図るため、医師が感染リスクを考慮し、感染が疑われる場合などには、別表のとおり、肝炎ウイルス関連マーカー検査等を行なう必要がある。

(別表)

	輸血前検査	輸血後検査
B 型肝炎	HBs 抗原 HBs 抗体 HBc 抗体	HBV-DNA (核酸増幅検査)：3 ヶ月後
C 型肝炎	HCV 抗体 HCV コア抗体	HCV コア抗原：1～3 ヶ月後

5. ヒト免疫不全ウイルス感染 (HIV)

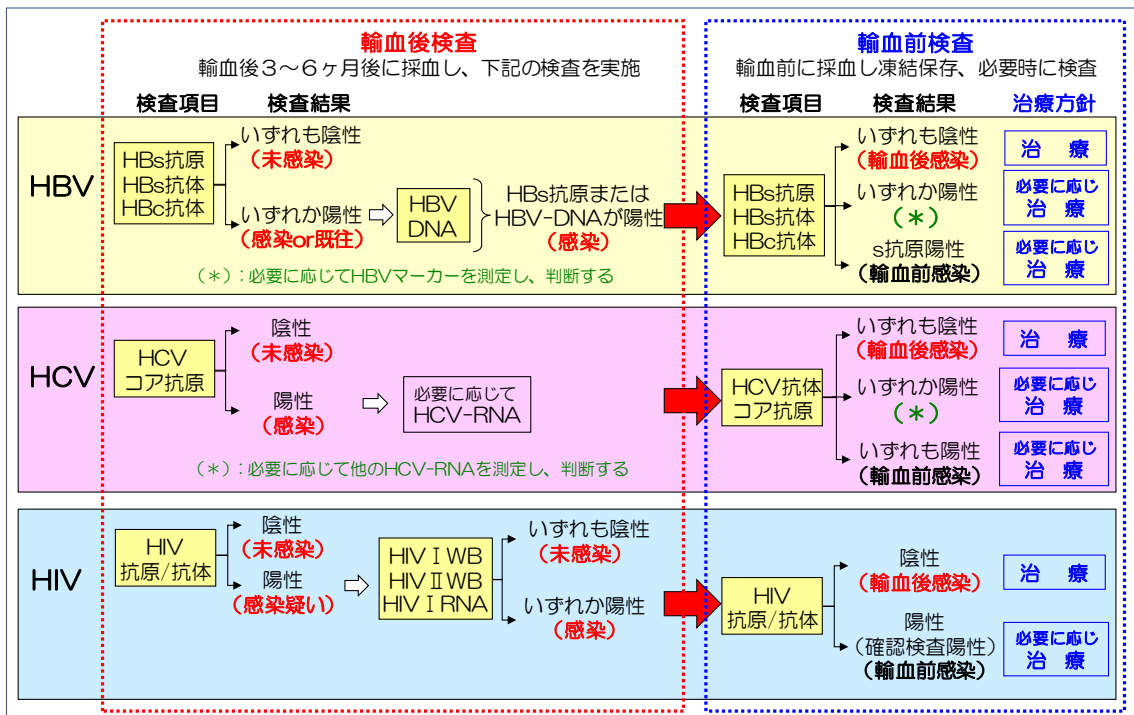
後天性免疫不全症候群 (エイズ) の起因ウイルス (HIV) 感染では、感染後 2～8 週で、一部の感染者では抗体の出現に先んじて一過性の感冒様症状があらわれることがあるが、多くは無症状に経過して、以後年余にわたり無症候性に経過する。特に供血者がウィンドウ期にある場合の感染が問題となる。受血者 (患者) の感染の有無を確認するために、医師が感染リスクを考慮し、感染が疑われる場合などには、輸血前に HIV 抗体検査を行い、その結果が陰性の場合であれば、輸血後 2～3 ヶ月後に抗体検査を行なう必要がある。

当院ではこの指針に基づき、輸血前後の感染症検査を実施しています。

当院における輸血前後の感染症検査手順

a) 検査の手順

- ① 輸血前に指定の容器に採血し、静置・遠心分離後、血清成分を他の容器に移し、直ちに凍結保存します。輸血前検査の実施は輸血後検査の結果によって決定されます。
(詳細については、検査担当者にお問い合わせ下さい。)
- ② 輸血実施から3～6ヶ月後に、指定の容器に採血し、臨床検査室に提出します。
(詳細については、検査担当者にお問い合わせ下さい。)
- ③ 阪大病院における検査のフローチャートを以下に示します。



c) 検査における注意点

採血後の血液はコンタミネーション防止のため、採血容器の開栓はクリーンなエリアで行う必要があります。採血後の開栓は避けて下さい。また、核酸検査を実施する場合があることから、採血後は血清をすみやかに分離し凍結保存することをお勧めします。

ヘパリンは核酸増幅阻害の原因となりますので、ヘパリン採血による検体の受付は出来ません。